

議員提出議案第12号

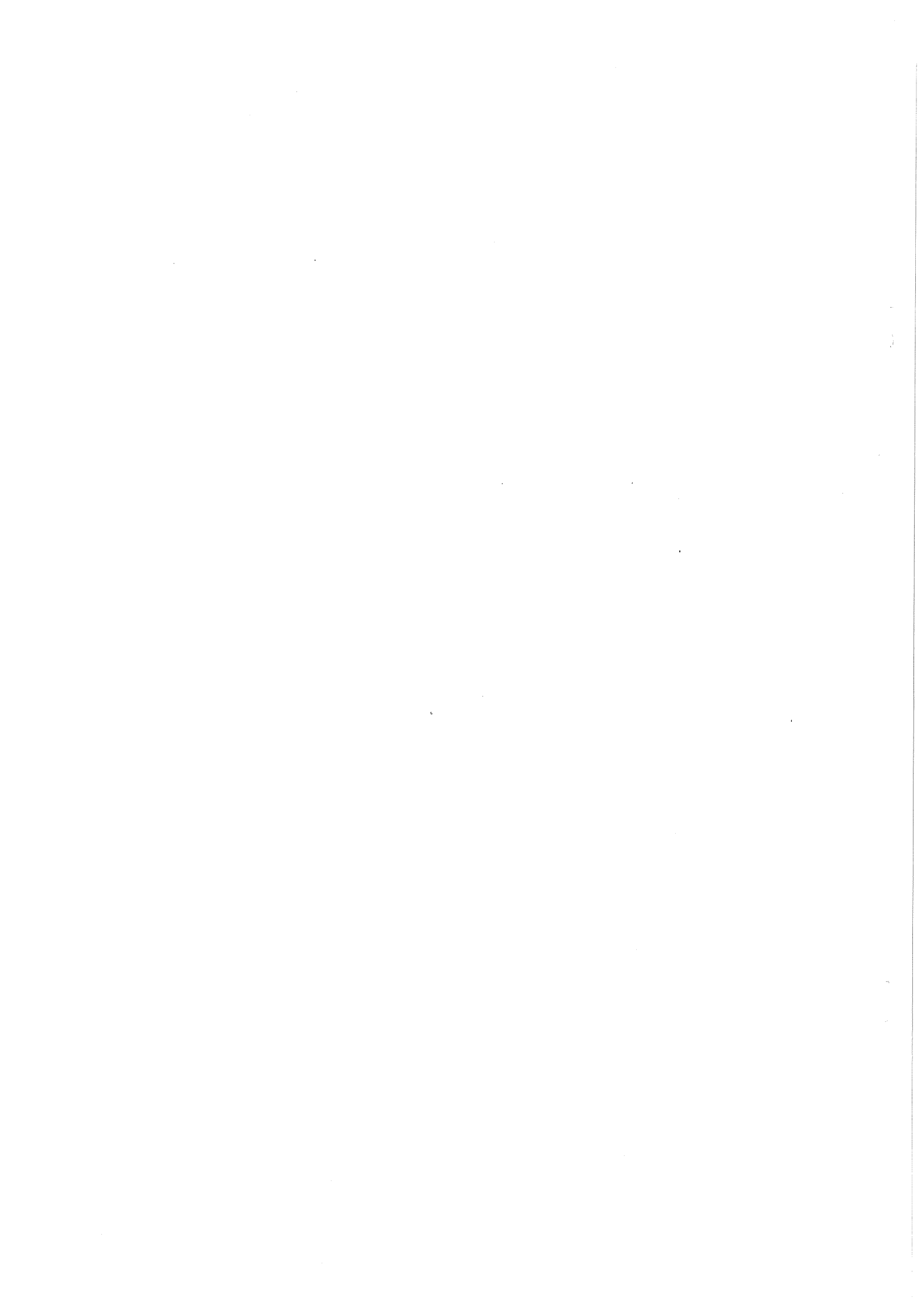
杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年11月27日

提出者	杉並区議会議員	富本	卓
	同	渡辺	富士雄
	同	すぐろ	奈緒
	同	山田	耕平
	同	小松	久子
	同	大和田	伸
	同	脇坂	たつや
	同	大熊	昌巳
	同	原田	あきら
	同	小川	宗次郎
	同	河津	利恵子
	同	大槻	城一

杉並区議会議長 井口 かづ子 様



杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例（昭和31年杉並区条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に、「第109条第6項（法第109条の2第5項及び第110条第5項）」を「第115条の2第2項（法第109条第5項）」に、「第109条第5項（法第109条の2第5項及び第110条第5項）」を「第115条の2第1項（法第109条第5項）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の公布の日から施行日の前日までの間におけるこの条例による改正前の杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例別表1の項の規定の適用については、同項中「第109条第6項（法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第109条第6項（法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）及び第115条の2第2項」と、「第109条第5項（法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第109条第5項（法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）及び第115条の2第1項」とする。

（提案理由）

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

